

様式第 5 号（第 6 条関係）

審査結果報告書

令和 7 年 3 月 7 日

姫路市議会議長

宮下 和也 様

姫路市議会議員政治倫理審査会

会長 西本 眞造

姫路市議会議員政治倫理条例第 13 条の規定に基づき、令和 7 年 2 月 10 日付で審査請求があった件について、次のとおり報告します。

記

1 審査対象議員

高見 千咲 議員

2 審査の結果

審査会は、審査請求のあった審査対象議員による行為が、姫路市議会議員政治倫理条例に定める政治倫理基準に違反しているものと確認した。また、審査対象議員に政治的又は道義的に重大な責任があると認め、「議員辞職の勧告」が相当であると決定した。

詳細は、別紙のとおりである。

1 審査会の設置

令和7年2月10日、議員8名（阿山正人議員、金内義和議員、大西陽介議員、白井義一議員、妻鹿幸二議員、三和衛議員、牧野圭輔議員、石堂大輔議員）の連署をもって姫路市議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）第4条第1項の規定に基づき審査請求書が提出された。

宮下和也議長は、政治倫理条例に基づく審査請求があったことを令和7年2月17日の議会運営委員会で報告し、同日に姫路市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、議員8名を審査会の委員（以下「委員」という。）に指名の上、当該事案について審査を付託した。

委員に指名された議員は、次のとおりである。

西本	眞造	議員
八木	隆次郎	議員
宮本	吉秀	議員
三和	衛	議員
大西	陽介	議員
妻鹿	幸二	議員
牧野	圭輔	議員
松岡	廣幸	議員

2 審査の目的

「令和6年10月頃から、高見千咲議員がSNSを利用するにあたり不適切な内容の投稿を繰り返し、本市議会の品位と名誉を害したこと並びに議会事務局職員の職務執行を妨げたこと。」が、政治倫理条例第3条第1項第4号に掲げる「市民全体の代表者としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」及び第5号に掲げる「市等の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位によ

る影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。」の政治倫理基準に違反するか否かについて審査したものである。

3 審査の経過

【初審査会（第1回審査会）】

令和7年2月19日、議長、副議長、委員全員の出席により開催した。

冒頭、議長あいさつの後、委員の指名が行われ、政治倫理条例第6条第4項の規定により、審査会の会長に西本眞造議員、副会長に三和衛議員が互選された。

その後、審査会の役割と機能、審査請求書の内容を確認し、審査の請求の適否及び今後の進め方等について協議した。

また、高見千咲議員は令和6年第4回定例会の開会以降、体調不良により登庁しておらず、令和7年2月10日開催の議会運営委員会で、当時、高見千咲議員が所属していた自由民主党会派の会長である竹中隆一議員から、議会運営委員会委員長あてに高見千咲議員の診断書が提供され、議会運営委員会委員に確認されているが、最近の高見議員の報道機関への取材対応をはじめ SNS への投稿等から、審査会への出席が全く不可能とも思われないことから、療養期間であることに配慮しつつ、第2回の審査会の日程を、2月25日、26日、27日の3日間の複数日用意することを確認した。

【第2回審査会】

令和7年2月25日、委員全員の出席により開催した。

議会事務局から、第1回での決定を受け、高見千咲議員へ出席要請を行ったところ、審査会で決定した審査会の候補日はいずれも体調不良により出席できない旨、及び審査会へ出席する意思のない旨の回答があったとの報告を受けた。さらに、「高見千咲議員から2月25日の朝、2月23日付の書面が FAX で届いたが、この書面は条例に規定されたどの条文の要件も満たしていない。」との報告があった。

◆議会事務局からの高見千咲議員への説明の概要は、以下のとおりである。

- ・本審査会は、百条委員会とは異なり、行為の違法性を問うものではないこと。
- ・審査会の決定に法的拘束力が伴うものではないこと。
- ・高見千咲議員自身の市議会議員としての倫理観を確認する場であること。
- ・意見聴取については特段の事情がない限り、条例上拒むことができないこと。
- ・２月２５日、２６日、２７日のいずれかの日に出席されたいこと。

◆審査会への出席に対する高見千咲議員の主張は、以下のとおりである。

- ・何が問題なのか不明で、対象となる投稿を個別に提示されない限り、何が悪いかわからない。
- ・私の政治理念はXで発信しているとおりであるので、聴取に応じる合理性がない。
- ・私の発信している内容は問題がないと考えている。
- ・政治倫理は先のとおりであるので審査会に出席する意味が無い。
- ・私の診断書の期間通り、私の体調不良がありますので、はい。出席は難しいです。
- ・診断書もテイクしてしますので、そちらをちゃんと確認してください。

◆高見千咲議員の出席について委員から出た主な意見は、以下のとおりである。

- ・高見千咲議員の診断書について、議会運営委員会で回覧されたということであるが、審査会の委員は議会運営委員会の委員と異なるため、改めて審査会へ診断書の提出を求めたい。
- ・議会運営委員会で診断書を確認したが、療養期間とされていた期間中に高見千咲議員が行事や新年会に出席しているようである。
- ・診断書が出た後も SNS への投稿を繰り返したり、あるいは体調が悪いと言いながら色々な会合に出席したりしている点について、疑念に思われていることと思う。なるべく疑念の出ないような形で、高見千咲議員のご家族から診断書を預かっている自由民主党会派の会長や審査会長と相談の上、診断書

の取り扱いを確認したい。

◆高見千咲議員から FAX で届いた書面について委員から出た主な意見は、以下のとおりである。

- ・ 条例上の要件を満たしていないということであるが、参考資料として閲覧してはどうか。
- ・ 第 12 条または第 15 条に則った様式を使用しているのならば、本来の条例の求める時期に確認すべきである。決して、現時点ではない。

これらの意見に対し、審査会としては、前述の診断書の内容を確認後に高見千咲議員から届いた書面の取り扱いを協議することを確認した。

◆委員からその他に出た意見は、以下のとおりである。

- ・ 市民目線で市民が納得する形で審査を進める必要がある。
- ・ 兵庫県知事選挙における稲村候補に関するデマの流布についても審査対象とすべきである。

【第 3 回審査会】

令和 7 年 2 月 28 日、委員全員の出席により開催した。

第 2 回審査会において委員より請求のあった診断書を確認した。その後、高見千咲議員から提出された書面の取り扱いについて協議が行われ、審査対象外の参考資料として取り扱うこととした。

その後、高見千咲議員の行為が「政治倫理基準に違反していたか否か」と「高見千咲議員の責任について」について審査を行った。

◆自由民主党会派の竹中隆一会長から提供された資料は、以下のとおりである。

- ・ 診断書（2 通）

◆診断書について委員から出た主な意見等は、以下のとおりである。

- ・ 診断の内容について、議会事務局職員が医療機関へ赴き、医師の見解を確認してはどうか。
- ・ 出席が難しいということであるが、書面での回答は可能と考える。審査会として、第11条に基づき、審査に必要な資料の提出を求めたい。

これらの意見に対し、審査会としては、医師の診断は医学的判断によるものであるので、診断書に記載の内容をもって、審査会への欠席理由として取り扱うこととした。

但し、高見千咲議員の SNS への投稿は、診断書に記載の療養を要する期間中にも引き続き行われており、その中にはイベントでの来賓挨拶や新年会への参加が確認できるものが含まれている。これらの高見千咲議員の行動については、審査の参考事項とすることとなった。

◆高見千咲議員から提出のあった書面について委員から出た主な意見等は、以下のとおりである。

- ・ 審査会の求めに応じて提出されたものではなく、条例の根拠がない限り審査会の資料として取り上げるべきではない。
- ・ 書面の内容を確認しなければ、どのように取り扱うか判断のしようがない。

これらの意見に対し審査会は、高見議員から提出された書面を、届出の様式や提出されるべき時期などから、条例に基づく「弁明」や「意見書」といった提出物を正確に理解されたものではないと判断し、この書面はいずれの条文にも合致せず、少なくとも第12条の「弁明書」、第15条の「意見書」には当たらないとした。

その上で、審査の対象外ではあるが、高見千咲議員の最新の考えを示すものとして委員に提供された。

◆政治倫理基準違反の存否に関することについて委員から出た主な意見等は、以下のとおりである。

- ・高見千咲議員は、倫理観が欠如した投稿により社会に対して不安感を与えている。一般市民に対して、高見千咲議員の投稿した写真が市民の肖像権を侵し、当事者から何度も削除を要求されたにも関わらずそれを拒否したうえ、当該市民をストーカーとする投稿を繰り返し、市民に多大なる精神的苦痛を与えた。

現在写真の削除はされているが、当該市民に一度の謝罪もない。

また、陳情を行った市民に対しても、 SNS で「陳情してきたから名前と住所を把握できた」等と発信しており、折しも兵庫県知事選挙において、特定個人の自宅等を SNS で晒し、誹謗中傷や攻撃を扇動する行為が行われており、この高見千咲議員の発信は、陳情者に非常に恐怖を与えたと考えられる。

このように、高見千咲議員は、自分自身を正当化し自己満足に陥っており、倫理観が全く欠如していると言わざるを得ない。

- ・高見千咲議員は SNS の利用に長けている。 SNS への投稿の内容が相手の心にダメージがあるということを認識したうえで投稿している。高見千咲議員の投稿で、誹謗中傷を受けたと感じる方が多数いるということ。また、そのことについて何度も注意を受けているにも関わらず、全く反省していないということ。これらは行き過ぎた行為であると考ええる。
- ・県知事選挙や兵庫県警に関して、デマの恐れがある内容を発信してきたということについて、公人としては、正確な情報なのかどうかを分別して発信すべきである。高見千咲議員は、伝聞など不確定な状況のまま発信している。それは市議会議員としての政治倫理に触れる。
- ・議員個人として発信する権利はあるが、発信した以上はそこに責任が発生する。相反する意見が返って来た場合に全く対応していない。Xではブロック、電話は着信拒否を行っている。そのことにより高見千咲議員との連絡調整を求める問い合わせや、高見千咲議員対応への不満が議会事務局に届き、事務

局職員の本来の職務執行を妨げる結果になっている。

また、何よりも、市民の方から意見をいただいた時に、自身と異なる意見であったとしても、せめて一度は目を通すべきである。市民から届いた意見に目を通すことなく「そのままシュレッダー行き」とした投稿もあった。市議会議員として、あまりにも無責任である。

さらに、市内の特定の地域のことを「田舎だ」など馬鹿にするようなニュアンスの発言があった。本来、市全体のことを考えるのが市議会議員である。地域を馬鹿にするような発信をするべきではない。

挙げればきりが無いが、そういったことも含めて政治倫理基準に反していると思う。

- ・最終的には本人が反省するしか審査会の結論は出ない。高見千咲議員がXで発信し続ける限り、この審査会も永遠に続くことになる。「何が悪いかわからない」と言いながら、陳情者の氏名や住所を把握した等と SNS に投稿したり、審査会委員の氏名を SNS に投稿したりと、どうしようもなく倫理観にかけている。

◆委員からその他に出た意見は、以下のとおりである。

- ・高見千咲議員の行為については、議員としてなぜそのようなことができるのか理解し難い。情緒に非常に大きな波があるようである。高見千咲議員はまだ若く、将来もあるので入院してしっかり治療に専念すべきであると考えている。

【第4回審査会】

令和7年3月4日、委員全員の出席により開催した。

第3回の審査会で求めた調査事項についての、高見千咲議員の回答を確認した。その後、政治倫理基準に違反する行為の存否について、委員全員から意見を求めた。

その結果、政治倫理基準に違反する行為があったとする委員は7名（会長は表決権無し）であり、審査会として高見千咲議員の行為は、政治倫理基準（政治倫

理条例第3条第1項第4号「市民全体の代表者としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」及び第5号「市等の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。」）に違反していることを確認した。

続いて、高見千咲議員に対する議会がとるべき対応について、委員全員から意見を求めた。

その結果、政治倫理条例第7条第5項に定める議会の措置について、審査会は全委員8名中8名の賛成により「議員辞職の勧告」が相当であると決定した。

◆第3回審査会で高見千咲議員に求めた調査事項及び回答は、以下のとおりである。

1. 兵庫県警に関するXへの投稿について

「兵庫県警の内部で特定候補を応援されるように通達されていたと聞いた」という投稿に関して、「信頼できる人から聞いた」との投稿がなされている。この「信頼できる人」とは誰を指しているのか。

2. 兵庫県知事選に関する SNS への投稿について

「稲村候補は県庁舎の建て替え費用 1,000 億円のプランのままで行こうとしている」という内容の投稿の根拠は何か。

これに対し、令和7年3月3日、高見千咲議員から議会事務局あてのメールで、次の回答があった。

1. 情報提供者が不利益な扱いをされる可能性が否定できないため、開示することはできかねる。

2. 兵庫県知事選 ReHaQ 討論会での稲村氏本人の発言

https://www.youtube.com/live/b-bNBgMhpNM?si=GvB_eCRtIa3OtQF9

この他、高見千咲議員からのメールには、「Xを活用している他都市の議員の投稿を確認したうえで、高見議員の SNS の運用が逸脱したものであるか判断されたい」等の記載があったが、これについては、条例上、定めのない申し出であり、取り扱う必要がないものと判断した。

◆高見千咲議員に対する議会がとるべき措置について、委員から出た主な意見は、以下のとおりである。

- ・政治倫理基準の第4号と第5号に明らかな違反があり、議員辞職勧告が相当。
- ・何度も注意したがこのような結果になった。議員辞職勧告を出すべき。
- ・議員辞職をして、体調の回復に努めて欲しい。議員辞職勧告が相当。
- ・情報の発信の後の対応も含め、政治倫理基準に反している。議員辞職勧告が相当である。

【第5回審査会】

令和7年3月7日、委員全員の出席により開催した。

審査結果報告書案を確認し、全会一致で承認した。